



監 第 96 号
令和4年10月25日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 國井 輝明 殿

寒河江市監査委員 船田 孝夫
寒河江市監査委員 沖津 一博

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 さくらんぼ会館
（指定管理者 さがえ西村山農業協同組合）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和4年10月6日
- 5 実施場所 監査委員事務局及びさくらんぼ会館
- 6 監査の実施内容 令和3年度さくらんぼ会館の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 98 号
令和4年10月25日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 國井 輝明 殿

寒河江市監査委員 船田 孝夫
寒河江市監査委員 沖津 一博

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 トルコ館
（指定管理者 株式会社トゥーバトレーディング）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和4年10月6日
- 5 実施場所 監査委員事務局及びトルコ館
- 6 監査の実施内容 令和3年度トルコ館の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 100 号
令和4年10月25日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 國井 輝明 殿

寒河江市監査委員 船田 孝夫
寒河江市監査委員 沖津 一博

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 いこいの森
(指定管理者 寒河江市いこいの森管理会)
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和4年10月6日
- 5 実施場所 いこいの森
- 6 監査の実施内容 令和3年度いこいの森の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 102 号
令和4年10月25日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 國井 輝明 殿

寒河江市監査委員 船田 孝夫
寒河江市監査委員 沖津 一博

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江公園
（指定管理者 さがえランドスケープ共同企業体）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和4年10月6日
- 5 実施場所 寒河江公園
- 6 監査の実施内容 令和3年度寒河江公園の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 104 号
令和4年10月25日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 國井 輝明 殿

寒河江市監査委員 船田 孝夫
寒河江市監査委員 沖津 一博

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市総合子どもセンター
（指定管理者 社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和4年10月6日
- 5 実施場所 寒河江市総合子どもセンター
- 6 監査の実施内容 令和3年度寒河江市総合子どもセンターの管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 106 号
令和4年10月25日

寒河江市長 佐藤洋樹 殿
寒河江市議会議長 國井輝明 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 船田孝夫
寒河江市監査委員 沖津一博

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設
（指定管理者 一般財団法人寒河江市観光物産協会）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和4年10月7日
- 5 実施場所 監査委員事務局及び寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設
- 6 監査の実施内容 令和3年度寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 108 号
令和4年10月25日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 國 井 輝 明 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 船 田 孝 夫
寒河江市監査委員 沖 津 一 博

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 慈恩寺第1駐車場および慈恩寺第2駐車場
（指定管理者 慈恩寺観光振興会）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和4年10月7日
- 5 実施場所 慈恩寺寺務所
- 6 監査の実施内容 令和3年度慈恩寺第1駐車場および慈恩寺第2駐車場の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 110 号
令和4年10月25日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 國井 輝明 殿

寒河江市監査委員 船田 孝夫
寒河江市監査委員 沖津 一博

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 田代地区多目的交流館
（指定管理者 特定非営利活動法人葉山の里たしろ）
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和4年10月7日
- 5 実施場所 田代地区多目的交流館
- 6 監査の実施内容 令和3年度田代地区多目的交流館の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。